

共同企業体結成要件

1 構成員の数

構成員の数は2社又は3社とする。

2 構成員の組合せ

等級格付が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、最上位等級業者同士又は最上位等級業者及び第2順位等級業者との組合せとする。ただし、長沼町内及び南幌町内に本支店を有する第3順位等級業者を構成員とすることができる。この場合において、1つの企業は、当該工事に係る2以上の特定企業体を結成することができない。

3 構成員の資格要件

全ての構成員は、発注工事に対応する工事種別について、長幌上水道企業団競争入札参加資格を有していること。

全ての構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから3年以上であること。

全ての構成員は、元請けの実績がありかつ当該発注工事規模と同程度の工事施工経験を有していること。ただし、確実な共同施工が確保できると認められる場合はこの限りでない。

発注工事に対応する許可業種に係る管理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

4 結成方法

特定企業体は、長幌上水道企業団競争入札参加資格を有し、南空知地域に本支店を有する物で任意の組合せにより結成されなければならない。

2 代表者は、構成員において決定された者とする。この場合において、代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者とし、格付等級が異なる場合の構成は、最上位等級の者でなければならない。

5 出資の割合

各構成員は、均等割りの10分の6以上でなければならない。代表者は、他の構成員の割合を下回ってはいけない。

6 入札参加申請等

特定建設工事等共同企業体競争入札参加資格審査申請書

特定建設工事等共同企業体協定書

2号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類